

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社Bに採用され、C県D市所在のE支社（以下「会社」という。）においてレポーターとして就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、会社の新年会の二次会後、請求人の上司である課長が、請求人の自宅に強引に上がり込み、同上司からわいせつ行為を長時間受けたことにより、その後体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、クリニックFに受診し、「PTSD、うつ病エピソード」と診断され、同年〇月〇日にはGクリニックに転院し、「混合性不安抑うつ反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨意見している。当審査会としても、請求人の症状の推移及び医証等に鑑み、同専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、請求人が本件疾病を発病したのは、平成〇年〇月〇日の新年会に引き続いて行われた二次会後の翌〇日未明、請求人宅において、上司Hからわいせつな行為を受けた（以下「本件出来事」という。）ことが原因であると主張する。

本件出来事に至るまでの間に新年会及び二次会が開催されているが、特に二次会の参加については、同僚I及びJの申述からみても、あくまでも任意参加であることは明らかであり、二次会の請求人の出席については業務遂行性は認められない。

そうすると、業務遂行性が認められない会社施設外で開催された二次会の延長で、請求人宅において発生した本件出来事についても、基本的には業務との関連性はないといわざるを得ない。

請求人らは、上司Hは請求人の採用面接の際の面接官であり、上司部下という関係性は一般的な場合より強く、Hは上司という立場を背景として本件出来事に及んだものである旨主張しているが、本件出来事は、会社施設外、かつ、就業時間外に発生しており、上司Hが業務に関連して請求人の自宅内に入ったという理由も本件の資料からは認められない。

すなわち、本件出来事は、私的行為とみるのが相当であり、当審査会としても、本件出来事に業務遂行性及び業務起因性は認めないと判断する。

(イ) また、請求人は、本件出来事以降の平成〇年〇月〇日及び同月〇日の上司Hから請求人に対するメールにおいて、上司Hが請求人宅に泊まる、遊びに行くとの内容があり、恐怖感から精神症状が悪化し、休職に至る引き金となったと主張している。

しかしながら、当該メールは上記（ア）において私的行為と判断した本件出来事が端緒となっていることは明らかであり、当審査会としても決定書理由第2の2の（2）のウの（ア）③の説示のとおり、業務に起因するものでなく、業務による心理的負荷の評価の対象外であると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人らの主張する本件出来事は業務外の出来事であり、それに関連する他の主張も業務による心理的負荷の評価対象とはならないと判断することから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、請求人らは、請求人の加入していた労働組合の交渉により協定書が締

結され、会社が全面的に事業主責任を認めている事実を根拠に、請求人に発病した本件疾病を業務上のものであると認めるべきであると主張するが、上記協定書は、請求人と会社との交渉の結果、民事上、合意に至ったものであり、上記労災保険法上の判断を左右しない。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。